

寒川町女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則
新旧対照表

現 行	改 正 案
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）<u>第15条第1項</u>の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。 （略） ～ 略 ～	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）<u>第19条第1項</u>の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。 （略） ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この規則は、令和2年6月1日から施行する。</u>